

職員からの提案意見(国会関係業務)

資料2

テーマ	現状・課題	あるべき姿とそのための改善策	同様の意見(件)
国会関係業務			
1 国会の質問通告	<p>予算委員会など、全府省に関係する委員会で議員が一人でも質問を出さなければ、全府省の窓口職員が待機することになる。タクシー代、残業代なども含めて考えると、政府全体のコストと職員の労働条件改善の観点からこの問題は是正すべきと考える。また、深夜残業によって睡眠不足となり、積極性や創造性、業務効率にも悪影響を与え、生産性の低下をもたらしてしまっている。</p>	<p>与野党の全ての政党の国会議員に国会質問は遅くとも委員会前日の定時までには出すようお願いする。 ※課題もあるかと思いますが、例えば上記の期限までに提出されなかった質問については、質問がなかったものとみなせたり、後日書面での回答が可となるなどの制度があってもよいのではないかと考える。</p>	13
2 国会の質問通告	<p>国会対応業務のため、急ぎの業務がなくても残らざるをえない職員が多い。このような状況では、効率的な業務を行うための意識改善や、全体的に早期退庁しようという雰囲気も起こりづらくなってしまっている。</p>	<p>質問通告期限の厳格化や、期限を守らない議員名の公表をしてはどうか(そこまで行わなければ状況は変化しないのでは。) 長時間労働の縮減は優秀な人材確保には欠かせないものとする。いまのままでは優秀な人材に敬遠される職場となってしまう。</p>	
3 国会の質問通告	<p>国会議員からの質問通告が前日の業務時間外になっていることが非常に多い。また、質問内容が曖昧であったり、割り当てられた質疑時間に比して項目が多すぎたりすることで、各省庁で大量の職員が質問内容の確認作業に対応し、さらにその何倍もの職員が待機、答弁作成のために残業している。 当日の業務時間が過ぎて質問内容がわからなければ、終電を超えての作業が発生する。また、子育て中の職員にとっては、当日になって子育てに関する予定を調整しなければならなくなるが、実際にはそんなことは不可能であるため、出産等を控えざるをえなくなっているのではないかと考える。このような現状では、優秀な人材を霞が関に集めることは困難。</p>	<p>与野党を問わず、2日前通告を徹底する。仮にこれが無理だったとしても、前日の業務時間内(18:15)までの通告は徹底すべき。その担保手段として、期限までに通告の無い質問が出された場合は、委員長等が質問を制止するなど、議員側にも通告を2日前に出さざるを得ない状況を作ること。あるいは、全議員全会派の平均質問通告時間を一般に向けて公表することなどができないか。国会議員は国民の代表であり、公務員から意見することは困難なのだから、国会議員が自律的にルールを設定するか、国民の監視を働かせなければ、この現状は改善されない。</p>	
4 国会の質問通告	<p>国会審議は本来、政府を代表する閣僚が政治家として国会議員の提起する問題を認識し、政治判断を示す場でもあり、その検討にあたっては政府内で事実確認と議論をするための一定の時間が必要となります。 しかし、実態としては質問通告のあった前日夜から委員会が開催される当日の朝までしか時間的余裕がなく、そのような検討を大臣以下で行うことは事実上不可能な状況です。</p>	<p>国会審議2日前までの質問通告ルールを徹底することで、十分な時間的余裕を持った検討と政治判断が可能となり、結果的に国会審議の充実化が期待される。</p>	
5 国会待機の態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁、国会の質問が良く当たる課室、そうでない課室があると思うが、全課室が同じように待機しており、無駄な待機となっている部分が非常に多い。 ・事務方ではどうしようもないのだが、国会議員の事前通告が遅いのが一番の原因。 ・必要最低限の態勢で、という意識があまり根付いていない印象。 	<p>各省庁のマネジメント体制として、どの課室が国会対応が多いか、どの課室が少ないか、ということ把握し、各委員会の通告状況が明らかになるにつれて、段階的に解除とするような効率的な待機態勢(必要最低限の態勢にしようとする努力する姿勢)を構築すべきではないかと考える。</p>	2

6	国会の質問通告	<p>国会質問については、一般的に、前日夕方に国会議員会館に呼ばれ、職員と議員が対面にて質問通告内容を伝達する形態をとっている。これにより、質問内容に関連する局課(質問内容が分からない場合は全局課)の職員は自席で待機することとなる。</p>	<p>国会質問の内容確認は、原則、書面・メールに限定し、内容について職員から問い合わせる形とする。これにより、会館を往復する手間が省けるとともに、自席で待機していなくても(退庁した職員でも)メール等で連絡を取って対応することが可能となる。</p>
7	国会議員からの資料要求	<p>以前いた係(ある基幹統計調査を担当)では、しばしば国会議員から資料要求があったが、その多くはe-Statで調べれば出てくる統計結果に関する内容だった。資料要求となると、伝達に関わる職員の負担はもちろんのこと、伝達にかかる時間がタイムロスになってしまう。</p>	<p>インターネットに載っているような資料であれば、幾つもの窓口を経由して資料要求するよりも自ら調べた方が迅速に情報を得ることができると考えられるので、議員ならびに議員秘書向けのe-Statの操作方法の研修を実施し、自ら調べられるようにしてはどうか。資料要求が減れば当然職員の負担は減るし、議員側からしても速やかに情報を得られるというメリットがある。また、速やかな情報収集ができれば、国会質問の作成も早期化でき、ひいては質問通告の早期化による国会待機の縮減ができるのではないかと考えます。</p>
8	質問主意書の答弁作成	<p>質問主意書への答弁書の作成については、内閣法制局の審査や閣議決定を経るなど、非常に厳格な手続きで運用されており、ひとたび答弁書の作成担当になると、閣議請議手続きを終えるまで、関係者(答弁作成者、連絡窓口担当者、審査担当者など)は、連日の深夜残業が確定し、かつ、その間他の業務はすべてストップしてしまいます。このように負担が重くなってしまふ原因は、7日以内という回答期限(閣議は火・金の週2回であり、かつ、閣議請議手続きは閣議の2営業日前の正午が期限であるため、実際はさらに短い回答期限になります)の間に、答弁の内容の検討・作成に加えて、大量の参考資料(過去の答弁書での用例など)を用意したり、細かく決められている書類の形式を整えたり、大臣以下すべての幹部の決裁をとったり…といった、(答弁内容には必ずしも影響しない)形式・手続面での膨大な事務作業をこなさなければならないことにあります。すべての業務に優先してどんなに迅速に対応しても、必ず連日深夜まで残業しないと期日までに間に合わない質問主意書制度は、ルールないし運用に問題があると言わざるを得ないと考えます。</p>	<p>あるべき姿としては、答弁書作成担当者などの関係者に、このような著しい負担を強いることのないような制度が望ましいと考えます。それを実現するためのルール・運用の改善策として、思いつく限りでは以下の方法が考えられます。</p> <p>①「7日以内」という答弁の期日を緩和する(例えば10日以内)。 ②(答弁書の作成に関わっていない省庁も含めた)政府全体での閣議決定ではなく、担当大臣名での答弁とする。 ③国会での質疑と同様、口頭での答弁とする。 ④質問主意書への答弁は法律や政令ではないため、内閣法制局の審査を経ないこととする。</p> <p>実現可能性としては、①～③は国会法の改正や条文の解釈の問題になり、ややハードルが高いかと思われます。一方で、政府の公式見解を文書で残すという意味では、質問主意書への答弁書も議事録に残る国会での答弁も差はなく、④の「内閣法制局の審査を経ないこととする」については、実質的な不都合はないのではないかと考えられます。また、閣議決定についても法制局審査についても、「一切手続を経なくて良いこととする」とまでは変えられなくても、現行の形式・手続面での膨大な事務作業について、簡素化する余地は十分にあるかと考えます。</p>